

火葬炉設備基本仕様書（案）

臨海部広域斎場組合火葬炉設備整備予定者選定プロポーザルにおける、火葬炉設備の基本的な仕様については以下のとおりとする。ただし、これに定めのない事項についても、本設備の目的達成上必要な事項は提案者の責任において提案を行うこと。

1 火葬炉設備の基本方針

- (1) 大気汚染や臭気・騒音及び振動等の公害に対し、十分な発生防止策を講じ、いかなる場合にあってでも無煙・無臭かつ静粛な設備であること。
- (2) 高い信頼性と十分な耐久性・耐震性を持ち、かつ災害時や非常時においても確実に火葬が執行できる設備であること。
- (3) 自動化することが望ましい箇所については、誤操作の恐れがなく、かつ操作が容易であるように可能な限り自動化されているとともに、運転や維持管理の省力化及び効率化により、諸経費の軽減が十分図られた設備であること。
- (4) 作業環境や労働安全、労働衛生に十分配慮した設備であること。
- (5) 火葬行為やご遺体に対する尊厳性が十分配慮された設備であること。
- (6) 定期的なメンテナンスやアフターサービス体制が優れているほか、緊急・災害時の体制・対応が迅速で正確なこと。

2 基本条件

(1) 前提条件

① 火葬炉数

人体炉 10基

② 年間稼働日数

350日

③ 設計重量

	遺体	柩	副葬品
大型炉	100kg	25kg	10kg
超大型炉	120kg	30kg	10kg

④ 最大柩寸法

	長さ	幅	高さ
大型炉	2300mm	700mm	600mm
超大型炉	2450mm	700mm	600mm

3 設備条件

① 火葬炉基数

大型炉9基 超大型炉1基

② 排気筒高さ

1.5m未満

③ 使用燃料

都市ガス（13A）

④ 主要機能

a. 火葬時間

主燃バーナ着火から消火まで、デレッキを一切使用せず、平均55分程度とする。保証できる時間を提案のこと。

b. 火葬回数

通常3回/炉・日（最大連続5回/炉・日） ただし災害時には最大6～7回/炉・日を想定している。

⑤ 主要設備

a. 排気方式

1炉1排気系列方式で、強制排気方式とする。異なる排気系同士の接続は、行わないものとする。

b. 安全対策

通常時に、炉本体及び各機器の主要部分の表面温度が、火傷をしない程度（50℃以下）まで断熱・保温を行うこと。

⑥ 保証事項と保証期間

保証期間は、2年間とする。この間に、全ての消耗品（炉内台車張替、炉内セラミック張替含む）・予備品は、無償で供給のこと。

⑦ 再燃焼炉

最大排ガス量に対して、2.0秒以上の滞留時間を確保のこと。

⑧ 燃焼用空気送風機

火葬炉基数と、同数以上とする。

⑨ 残骨灰・集じん灰吸引設備

各1基

⑩ 柩運搬車

電動走行式 自動転載装置付 7台以上

⑪ 炉内台車運搬車

電動走行式 7台以上

柩運搬車と兼用も可とする。この場合は11台とする。

⑫ 収骨トレー

10台以上

⑬ 公害防止基準

別紙1「火葬設備公害防止目標値」を参考に、貴社の設定する数値とする。

⑭ その他

関係法令や指針等を遵守すること。

4 その他の条件

- ① 臨海部広域斎場組合火葬炉設備整備予定者選定プロポーザルにおいて、整備を予定する者（以下、「整備予定者」という。）は、臨海部広域斎場組合（以下、「組合」という。）が別途発注する基本・実施設計（仮称）に対して、設計支援業務委託契約を締結し、火葬炉設備に関する設計支援業務等を行う。
- ② 整備予定者による設計支援業務は技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、組合及び増築施設の設計者との協議に基づいて行うものとする。
- ③ 火葬炉設備の引渡後も設備全体が所定の性能を維持できるように、技術や情報の提供等を行うとともに、誠意をもって火葬炉性能の維持に努め適切な協力体制を維持すること。
- ④ 整備予定者との工事請負契約
整備予定者との協議による。

5 設備の構成

(1) 主燃焼炉

冷却前室付き台車式炉とする。

(2) 再燃焼炉

ばいじん、ダイオキシン類及び臭気等の除去に必要な構造とするとともに、最大の排ガス量発生時における排ガス滞留時間が2秒以上であること。

(3) 燃焼設備・燃焼装置

主燃料炉・再燃焼用バーナともに各炉の目的に達したものであり、失火がなく安定していること。燃焼用空気送風機を含めて低騒音であること。

(4) 排ガス冷却設備

空気直接冷却方式とし、再燃焼炉から排ガスを200℃以下に冷却できる設備であるとともに、耐熱、耐蝕性に優れたものであること。

(5) 集じん装置

バグフィルタとすること。なお、最大運転時の排ガス量に十分対応できる能力を有すること。

(6) 高度排ガス処理設備

ガス状のダイオキシン類の分解除去のため触媒を設置すること。

(7) 排気設備

1炉1系統とする。排風機は低周波音を外部に漏れないようにすること。煙道は火傷等を防止し労働安全に十分配慮すること。

(8) 排気筒

高温の排ガス放出や悪天候に十分考慮した設備であるとともに耐熱、耐蝕性に優れたものであること。

(9) 灰処理設備

残骨灰及びバグフィルタの飛灰処理については、別紙1「火葬炉設備公害防止目標値」を参照する。残骨灰処理については、数か所同時に使用可能なものとする。

(10) 柩運搬車

提案とする。

(11) 炉内台車運搬車

提案とする。

(12) 炉内台車

耐熱性、耐火性及び耐スポーリング性があり、汚汁による臭気発散がないこと。

(13) 炉内台車搬送装置（炉内台車・柩を火葬炉へ搬送する装置）

提案とする。

(14) 計装設備

温度自動制御（主燃焼炉、再燃焼炉、排気温度等）、炉圧自動制御、その他制御に必要な設備を提案すること。火葬炉操作盤及び中央監視装置等は、独自提案とする。

(15) 安全対策

火葬炉の運転を行う者の安全と事故防止に十分配慮するとともに、配管類を含む設備の表面温度を可能な限り下げ火傷防止対策を講じた設備とする。また、火葬炉室を含む作業場所の室温・騒音・悪臭・室内空気等の環境対策を十分講じた設備とする。

(16) 非常時対策

火葬の継続が危険と判断されるような緊急事態や災害の発生時等においても安全・確実に停止するとともに、火葬の安全な継続が可能であると確認できた時点で円滑に再稼働できる設備とする。

6 その他

試験について

整備予定者は、令和8年度以降に予定している臨海部広域斎場組合増築施設の建設に伴い、火葬炉設備の整備について組合と工事請負契約を締結する予定である。その際、実施する予定の性能試験項目について基本的事項を以下に記載する。その他一般事項は臨海斎場契約約款に基づく。

(1) 性能試験（動作確認試験）

整備予定者は、機器類の性能等について組合立ち合いの元試験を行い、機器類の動作確認を行う。

(2) 引渡性能試験

整備予定者は、供用開始後、引渡試験を組合立ち合いの元行う。

(3) 火葬炉運用開始後の性能保証試験

火葬炉の運用開始から3か月程度経過した日程において、組合立ち合いのもと全ての炉について、第三者検査機関による公害値の性能試験を実施する。また組合立ち合いのもとすべての炉について火葬時間の確認試験を行う。

各性能値を満たさない炉が1炉でも存在した場合、整備予定者は瑕疵として速やかに改修工事を行った上で、再試験の実施を組合に請求し、合格するまで改修を無償で行うものとする。尚、試験に係る費用はすべて整備予定者の負担とする。

(4) 定期試験

火葬炉の運用開始から1年程度経過した時点及び2年程度経過した計2回、第三者機関による性能試験(火葬時間を含む)を整備予定者の負担で行う。整備予定者の保証する性能値について瑕疵とする期間は運用開始から2年間とする。尚、性能を満たさない場合は(3)に準ずるものとする。